令和9（2027）年度尼崎市保育施設等利用調整基準表

基本指数

事由	細目	保護者の状況	指数
就労	月20日以上	1日8時間以上	100
		1日6時間以上8時間未満	95
		1日4時間以上6時間未満	90
	月16日以上20日未満	1日8時間以上	95
		1日6時間以上8時間未満	90
		1日4時間以上6時間未満	85
就労内定		就労証明書の提出のある場合	（注1）
妊娠・出産		切迫流産等による要安静	100
		産前産後	80
保護者の疾病	入院	概ね1ヶ月以上の入院が必要と診断された場合	100
	通院	安静加療が必要と診断され、保育が困難な場合	50
		通院等一般療養が必要と診断され、保育が困難な場合	40
保護者の障害	身体障害・知的障害 精神障害・その他	障害手帳1・2級又は療育手帳A判定 又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者で保育が困難な場合	80
		障害手帳3級又は療育手帳B判定 又は精神障害者保健福祉手帳2級所持者で保育が困難な場合	60
		障害手帳4級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級以下 又は同程度と診断される者で保育が困難な場合	50
同居親族等の介護・看護	介護・看護	同居の在宅で、常時介護又は看護が必要と診断された者の介護又は看護の場合	100
		同居親族等の施設通所付添	85
		別居の在宅や施設等で、常時介護又は看護が必要と診断された者の介護又は看護の場合	70
	入院	概ね1ヶ月以上の入院が必要と診断された者の付添の場合	50
災害復旧		自宅等の災害の復旧に常時あたっている場合	100
求職活動中等	就労中	就労時間や日数が下限に満たない場合	50
	求職活動中（起業準備含む）	求職活動を行っており、求職活動報告書兼申立書の提出がある場合でその内容が明らかに求職活動と認められる場合 （注2）	30
	今後就労予定	入所できてから求職活動を行う場合	20
就学（各種学校・職業訓練含む） （注3）		月16日以上かつ64時間以上就学している （注4）	80
		上記に該当しない範囲で就学している	40
虐待・DV		過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、虐待やDVのおそれがあり、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	（注5）
その他		上記に類する状態にあって保育が必要と市長が認める場合	
転所		現在市内の認可保育施設等を利用中で、利用施設の変更を希望する者 （注6）	20

令和9（2027）年度尼崎市保育施設等利用調整基準表

基本指数について

・保護者の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を算出。

・保護者が複数の事由に該当する場合は、原則として、それぞれ指数の高い方を採用する。

・保護者それぞれの点数の合計の合算を基本指数とする。

・ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と100点との合算を基本指数とする。

（離婚調停中・DVについても、ひとり親世帯と同様に100点との合算を基本指数とする。）

・「就労」の就労時間数は休憩時間を含むものとする（ただし、休憩時間を除いて最低4時間以上必要）。

また、変則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。

・兄弟姉妹が既に2号又は3号の認定を受け、市内の認可保育施設等に入所している場合は、他の児童より優先して調整する。

なお、兄弟姉妹が既に在籍している施設を希望する場合は、より優先して調整する。

・小規模保育事業所（地域型保育事業）等を卒園後、引き続き市内の認可保育施設等の利用を希望し、「卒園児用の利用施設等変更申請書（転所届）」を提出した場合は、他の児童より優先して調整する。

なお、在籍する保育施設等の連携施設を希望する場合、他の保育施設の児童より優先して調整する。

（注1）就労と同指数を適用する（ただし、調整指数において10点減じる）。

就労証明書において希望開始月までの雇用開始年月日の記載がなければ、就労内定として認めないものとする。

（注2）新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の閲覧、知人への紹介依頼、派遣会社等への登録、就労相談等を除く。

（注3）就職に必要な技能習得のために就学していること。

各種学校、職業訓練については次のいずれかに該当すること。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

（2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

（注4）履修内容がわかる書類によりがたい場合は、聞き取り及び申立等により学習・研究内容について配慮することがある。

（注5）当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

（注6）保育の必要性の事由を問わず、対象児童につき基本指数を20点とする（保護者の合算としない）。

また、調整指数は適用しない。

ただし、兄弟姉妹が既に在籍している施設を希望する場合は、より優先して調整する。

令和9（2027）年度尼崎市保育施設等利用調整基準表

調整指数

区分		詳細	指数
世帯の状況	保護者等の状況	産前産後休暇・育児休業終了により復職する場合（世帯につき）	＋2
		育児休業の延長を許容できる（延長が可能である）ため、優先順位が下がって利用調整されることを希望する場合	（注1）
		自営の中心者が児童の保護者又は同居の祖父母であり、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除の対象となっている場合（ひとりにつき）	－5
		通信制大学、通信教育の学生の場合（ひとりにつき）	－5
		内定状態にあるが、未就労・未就学の場合（ひとりにつき）	－10
		保護者ともに失業中の場合（世帯につき）	＋10
		保護者のいずれかが保育士・保育教諭・児童ホーム放課後児童支援員として市内の認可保育施設等・児童ホームに勤務又は採用が内定している場合（世帯につき）　（注2）	＋75
	ひとり親等	保護者の死亡、離別、行方不明等（離婚調停中は除く。）	＋55
	兄弟姉妹	兄弟姉妹を同時に入所させようとしている場合 （3人目以降はひとりにつきさらに3点加算）	＋3 （注3）
		兄弟姉妹が既に2号又は3号の認定を受け、市内の認可保育施設等に入所している場合（在園児の人数＋申込児童の人数に応じ加点）	＋5 （注4）
	虐待・DV	児童相談所からの意見書や裁判所から保護命令が出された場合	＋30
	里親	里親に委託されている児童が入所を希望する場合　（注5）	＋30
	生活保護	生活保護世帯の場合（ひとり親等で加算された者は除く）　（注6）	＋10
障害	障害児	障害等の手帳を有する等、入所希望児童が障害児であると認められる場合	＋2
	保護者	保護者が障害等の手帳を有する場合（ひとりにつき）　（注7）	＋2
	認可外施設等	入所希望でありながら、認可外保育施設又は一時預かり等を利用している場合　（注8）	＋3
	内定辞退	利用内定したにもかかわらず、辞退した場合（1回につき）　（注9）	－10

上記のほか、市長が特に必要と認めた場合、別途指数を加算することができる。

（注1）「保育施設等利用申請に係るチェックシート」内の「育児休業の延長を許容できる（延長が可能である）ため、優先順位が下がって利用調整されることを希望しますか。」のチェック欄に「はい」を選択した場合に基本指数及び調整指数の合計を10点とする。

（注2）1日あたり4時間以上かつ月16日以上勤務または内定している者に限る。

（注3）加点例として　（例1）新規申込2名の場合⇒　＋3点
（例2）新規申込3名の場合⇒　＋6点

（注4）加点例として　（例1）在園児1名、新規申込1名の場合⇒　＋5点
（例2）在園児2名、新規申込1名の場合⇒　＋10点
（例3）在園児1名、新規申込2名の場合⇒　＋10点と＋3点で合計＋13点
（例4）在園児2名、新規申込2名の場合⇒　＋15点と＋3点で合計＋18点
※在園児とは、2号又は3号の認定を受け、市内の認可保育施設等に入所している児童のこと。

（注5）里親委託証明書により申込児童の里親であることが確認できる場合に限る。

（注6）就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると判断される場合に限り、世帯に加算する。

（注7）基本指数の事由が障害の者は除く。

（注8）申込事由を理由として、申込児童が認可外保育施設又は一時預かり等を利用している場合に限る。
（ただし、育児休業中・就労内定・今後就労予定の者は除く）

（注9）利用内定の翌月以降（4月1次調整においては、同月2次調整以降）の利用調整において、基本指数より10点減点する。

令和9（2027）年度尼崎市保育施設等利用調整基準表

基本指数と調整指数の合計が同点の場合の優先順位

項目
①利用調整を行うも利用保留期間が長い　（注1）
②保護者の合計所得金額が低い
③扶養している子どもの数が多い
④父又は母及び父母のいない世帯である
⑤保護者が単身赴任をしている
⑥祖父母と同居していない
⑦祖父母と同居しているが就労中である　（注2）
⑧保育料の滞納がない

上記のほか、DV避難など緊急性が高いものに関しては、考慮する場合がある。

（注1）　育児休業の延長を許容できる（延長が可能である）ため、優先順位が下がって利用調整されることを希望し、指数が減点されている期間は、利用保留期間に含まない。
また、利用内定を辞退した場合は、翌月の待機期間を0月とする。

（注2）　就労証明書の添付がない場合は、就労していないものとみなす。